

保育所運営費の財源確保・調理室必置を要望する意見書

1. 民間保育所運営費の財源確保について

保育所運営費は、子どもの健やかな育ちを保障する最低基準を維持するための費用であり、財政状況に左右されない安定した財政措置が必要です。そのためには、私たちは、全国どの地域でも平等に心身ともに健やかな子育てが保障されるよう、現行制度の民間保育所に関する国の負担については、今後とも引き続き公的責任のもとでの財源保障を強く要望いたします。

2. 調理室必置について

「食育基本法」の制定により、健康づくりのための食育の推進の基本的施策として、家庭、保育所等における健全な食習慣の確立等のため取り組みの推進があげられました。

また、「子ども・子育て応援プラン」でも「すべての保育所において、給食その他保育所活動を通じて「食育」を推進する」と記載されており、各保育所での取り組みが求められてくることと思われまます。

乳幼児期の「食べること」は、子育ての中で大きな柱の一つです。五感を育て生きる力を培う乳幼児期だからこそ、おいしそうな匂いや身近な所で食事の作られていく様子を、毎日体験することは大きな意義があります。調理する側からは、体調不良児やアレルギー児への個々の対応、子どもに合った離乳食の実施など、一人ひとりの子どもの年齢や体調の変化に合わせたきめ細やかな対応を行うことができます。子どもの顔、調理するものの顔の見える食事作りをするために、また積極的に地産地消を取り入れた、地域に密着した保育所給食を通して「食育」を推進するために、自園給食が必要であり、調理室は不可欠です。

よって、「民間保育所運営費の財源確保・調理室必置」について、現行の制度の堅持を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年（2007）9月28日

出雲市議会